

# ガス導管事業の中立性確保に関する規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則（以下、「本規則」という。）は、ガス事業法、ガス事業法施行規則および適正なガス取引についての指針（公正取引委員会、経済産業省制定）に基づき、東京ガスネットワーク株式会社（以下「当社」という。）が遵守すべき基本的な事項を定めることにより、当社が営むガス導管事業における中立性を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規則における用語の定義は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 「託送供給業務」とは、託送供給の業務およびこれに関連する業務をいう。
- (2) 「託送供給関連情報」とは、託送供給の業務に関して知り得た他のガス供給事業者およびガスの使用者に関する情報であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で公表されていないものをいう。
- (3) 「導管等業務」とは、託送供給の業務その他その維持し、および運用する導管に係る業務をいう。
- (4) 「特定関係事業者」とは、東京ガス株式会社およびその子会社に該当するガス小売事業者またはガス製造事業者、ならびに東京ガス株式会社を除く当該子会社の親会社をいう。ただし、人事異動の規制（第7条）においては、当社（導管）の供給区域に小売登録している小売事業者および当社導管に接続している製造事業者に限るものとする。
- (5) 「非公開情報」とは、託送供給の業務に関する公表されていない情報であって、ガス小売事業またはガス製造事業に影響を及ぼし得るものをいう。
- (6) 「特別一般ガス導管等業務」とは、非公開情報入手することができる業務または、ガス小売事業またはガス製造事業に影響を及ぼし得る業務をいう。
- (7) 「特殊の関係のある者」とは、特定関係事業者の子会社および関連会社等をいう。

## 第2章 禁止行為

### (情報の目的外利用等の禁止)

第3条 託送供給関連情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、または提供してはならない。

- 2 託送供給に関する情報連絡窓口は、託送サービスグループとする。
- 3 託送供給関連情報の記載のある文書および電子データは、適切に保管し、管理する。託送供給関連情報の提供に際しては、託送供給依頼者および託送供給依頼者のガス使用者の名称を符号化するなどの対応を講じる。
- 4 託送供給の業務を行う従業者は、特定関係事業者の小売業務または製造業務を行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合等はこの限りではない。
- 5 託送供給関連情報を職務で取り扱う者は、その職務を離れた後も託送供給関連情報を適正に取り

扱わなければならない

(差別的取扱いの禁止)

第4条 導管等業務において、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、または不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為をしてはならない。

(社名・商標・広告宣伝等に関する規制)

第5条 特定関係事業者と同一であると誤認されるおそれのある社名・商標を用いてはならない。ただし、当社の商標と東京ガスグループの商標を併せて用いる場合、または容易に視認できない場所に刻印もしくは表示する場合はこの限りではない。

2 特定関係事業者に対する需要家、取引先、その他利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為は行ってはならない。

(兼職規制)

第6条 当社の取締役は特定関係事業者の取締役、執行役ならびに従業員との兼職を、当社の従業員は特定関係事業者の取締役または執行役との兼職を行わない。

2 当社において特別一般ガス導管等業務に従事する従業員は、以下のいずれかに該当する特定関係事業者の従業員との兼職を行わない。

(1) ガス小売事業またはガス製造事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの。

(2) 特定関係事業者たるガス小売事業またはガス製造事業の親会社等に該当する者の従業者であつて、その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者またはガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの。

3 当社と特定関係事業者との間で兼職を行う場合には、事前に電力・ガス取引監視等委員会に説明を行うとともに、その内容を公表する。

(人事異動の規制)

第7条 当社の取締役については、退任後2年を経ずに特定関係事業者の取締役および執行役への就任を、または特定関係事業者のガス小売営業ならびにガス製造計画の策定を行う部署への直接の異動を行わない。

2 当社の情報連絡窓口、供給指令、および導管網形成計画の策定部署の従業員は、特定関係事業者の取締役等または前項で定める部署への直接の異動を行わない。

(グループ内での取引に関する規制)

第8条 通常取引の条件と異なり、かつガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、特定関係事業者および特殊の関係のある者と取引を行わない。

(業務の委託に関する規制)

第9条 導管等業務を特定関係事業者または当該特定関係事業者の子会社に委託してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 1 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託の場合
- 2 当社の子会社に委託する場合
- 3 次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合
  - (1) 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合
  - (2) ガス小売事業またはガス製造事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がある場合
  - (3) 受託者を公募することなく業務を委託することが、合理的な理由を欠く場合

(最終保障供給業務の委託に関する規制)

第10条 最終保障供給の業務を公募することなく特定関係事業者へ委託してはならない。ただし、災害その他非常の場合において、やむを得ず一時的に委託する場合はこの限りではない。

(業務の受託に関する規制)

第11条 特定関係事業者からガス小売事業またはガス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な受託の場合
  - (2) 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、または不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができない場合
- 2 当該業務を受託する場合は、委託に応じ実施することが可能な業務の概要を公表し、委託を希望するその他の事業者からも、合理的な範囲でその業務を受託する。

### 第3章 体制の整備等

第12条 ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するため、以下の措置を行う。

- 1 当社と特定関係事業者の執務室を物理的に隔絶し、入室制限を行う。
- 2 非公開情報を管理するシステムは、以下の措置を講じる。
  - (1) 託送供給業務の目的以外の目的のために非公開情報を取り扱わない措置
  - (2) 当該システムにアクセスできる者を制限する措置
  - (3) 当該システムにアクセスした者を識別し、当該者が入手した非公開情報の内容および当該非公開情報を入手した日時を記録し、5年間保存する措置
- 3 情報管理責任者は当社の社長とし、託送供給業務に関して知り得た情報その他そのガス導管事業の業務に関する情報を適正に取扱うために遵守すべき規程として本規則を作成するとともに、その教育を行い、規定が遵守されるよう管理を行う。
- 4 情報連絡窓口である託送サービスグループは、ガス小売事業者またはガス製造事業者との取引および連絡調整の経緯およびその内容を記録し、5年間保存する。ただし、取引および連絡調整の経緯およびその内容が軽微なものはこの限りではない。
- 5 法令遵守責任者は当社の社長とし、法令遵守に関する規程として本規則の作成および計画の整備を行い、業務の執行状況の監視を行う。
- 6 監査室は、監査規定および関連する規定類に基づき、託送供給業務に関する情報の取扱いが適正

であること、ならびに法令遵守状況を監視し、その結果を取締役会で報告を行う。

附則

施行日 2022年4月1日

最終改定日 2024年4月1日